

外務省業務継続計画
(新型インフルエンザ等対策)

平成30年7月

外務省

外務省業務継続計画
(新型インフルエンザ等対策)
(目次)

I. 総論	
1. 基本的な考え方	1
(1) 基本方針	1
(2) 目的	1
(3) 適用範囲	1
(4) 既存の外務省業務継続計画との関係	2
(5) 流行の段階及び被害想定	2
2. 業務継続計画の実施体制	3
(1) 平常時の体制	3
(イ) 政府全体の体制	
(ロ) 当省の体制	
(2) 新型インフルエンザ等発生時の体制	3
(イ) 政府全体の体制	
(ロ) 外務省内の体制	
3. 業務継続の基本方針	4
(1) 基本方針	4
(イ) 業務継続計画の発動	
(ロ) 発生時継続業務のための体制	
(ハ) 発生時継続業務のための業務縮小	
(二) 感染のまん延防止	
(ホ) 濃厚接触者への対応	
(2) 発生段階別業務量の推移	5
(3) 人員体制計画の策定・更新	6
(イ) 課室単位の検討	
(ロ) 局・部単位の検討	
(ハ) 全省単位の検討	
(4) 業務継続計画の維持・管理	7
II.各論 (時系列別対応のポイント)	
1. 未発生期 (前段階)	8
(1) 省内体制	8

(2) 省内における感染防止の準備	8
2. 海外発生期（第一段階）	8
(1) 省内体制	8
(2) 職員等への対応	9
3. 国内発生早期（第二段階）	9
(1) 省内体制	9
(2) 職員等への対応	9
(3) その他の措置	9
4. 国内感染期（第三段階）	10
(1) 省内体制	10
(2) 職員等への対応	10
(3) その他の措置	10
5. 小康期（第四段階）	10

参考 1

中央省庁業務継続ガイドライン～首都直下地震～と本業務継続計画の関係

参考 2

新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン改定の概要（平成26年3月 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

I. 総論

1. 基本的な考え方

(1) 基本方針

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、その発生時には、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

(2) 目的

中央省庁においては、新型インフルエンザ等発生時（国内・外において新型インフルエンザ等の患者が確認され、感染拡大のおそれが生じている時点以降を指す。以下同様）においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を着実に実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安・安全の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要である。

本業務継続計画は、新型インフルエンザ等発生時において、当省がその機能を維持し、必要な業務を継続しつつ、新型インフルエンザ等への対応業務を円滑に行えるよう、「新型インフルエンザ等対応 中央省庁業務継続ガイドライン」（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定（平成26年3月））（以下「BCPガイドライン」という。）に基づき、新型インフルエンザ等発生時の当省としての段階別戦略、事前の準備、業務継続計画の維持・管理等を示すものである。

(3) 適用範囲

本業務継続計画は、日本国内で新型インフルエンザ等がまん延した場合の当省の機能維持の方策を示すことを主たる目的とするものであることから、基本的には、外務本省及び日本国内に所在する関連分室等（外務省研修所、外交史料館、成田分室、大阪分室、沖縄事務所）における人員体制等の問題を主たる検討事項とすることとした。在外公館については、各任国・地域において新型インフルエンザ等がまん延した場合の館としての人員体制につき、公館の規模、任国・地域内の事情を踏まえ、「全館体制」を中心に各館ごとの業務全体の継続のあり方について、各館ごとに別途方針を策定し、必要に応じ、本省から指針を示すこととする。

当省所管の独立行政法人（国際交流基金及び国際協力機構）に対しては業務継続

計画の策定を勧奨する。

(4) 既存の外務省業務継続計画との関係

当省においては、平成20年10月に首都直下型地震を想定した業務継続計画を策定済み（平成26年8月改定）であるが、被害の対象、地理的な影響範囲、被害の期間、災害発生と被害制御の方法など、新型インフルエンザ等対策の場合とは異なる要素が多いことから、新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画を別途策定することとした。（文末別添表参照：BCPガイドラインより。）

(5) 流行の段階及び被害想定

(イ) 流行の段階

「BCPガイドライン」においては、WHOが宣言するフェーズも参考としつつ、国内における感染状況を以下の5段階に分類している。以下Ⅱ.の各論においては、下記の各段階における人員体制や省員への対応等につき詳述する。

- 前段階（未発生期（※1））
- 第一段階（海外発生期（※2））
- 第二段階（国内発生早期）
- 第三段階（国内感染期）
- 第四段階（小康期）

※1「未発生期」は「新型インフルエンザ等発生時」には含まれないが、平時に必要な対策をとるため検討に加えている。

※2本想定では、最初の発生が海外であるとしているところ、国内における発生が世界初の場合は第二段階から直接対応が始まることとなる。

(ロ) 被害想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考とした場合、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の25%が、地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者

がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

2. 業務継続計画の実施体制

（1）平常時の体制

（イ）政府全体の体制

平時には、新型インフルエンザの発生に備え、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）において関係府省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応する。関係省庁対策会議では、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等について検討、決定する。

（ロ）当省の体制

官房総務課（危機管理調整室）は、「BCPガイドライン」等を踏まえ、かつ、省内関係課室と連携しつつ、外務省業務継続計画を策定するとともに、必要な改訂、訓練、啓発等を行う。新型インフルエンザ等対策調整室を構成する以下の課室においては、官房総務課（危機管理調整室）の作業を積極的に支援する。

- 大臣官房人事課
- 大臣官房会計課
- 大臣官房福利厚生室（含む診療所）
- 大臣官房在外公館課
- 大臣官房儀典官室
- 地球規模課題審議官組織国際保健政策室
- 領事局政策課
- 領事局海外邦人安全課
- 領事局外国人課

（2）新型インフルエンザ等発生時の体制

（イ）政府全体の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づき、内閣総理大臣を本部長とする「新型インフルエンザ等対策本部」（以下「政府対策本部」という。）を設置する。また、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、医学・公衆衛生学等の観点からの合理性が確保されるようにする。。

なお、政府対策本部の下に、内閣官房副長官補（内政）を長とする新型インフル

エンザ等対策本部事務局が組織され、各種対策の調整等が行われる。外務省としても、同政府対策本部事務局に職員を派遣し、海外における感染状況や各国・国際機関の講じた措置等について報告するとともに、基本的対処方針に基づく具体的対処等について協議する。なお、国内発生が世界初になる場合についても、内閣官房を中心として速やかに政府対策本部を設置し、同様の対応を行う。

(ロ) 外務省内の体制

海外で新型インフルエンザ等が発生し在留邦人・海外渡航者へのまん延や我が国国内への感染拡大が見込まれる場合には、情報収集、在留邦人・海外渡航者への支援・情報提供、発生国・地域への支援、各国、国際機関との協調・調整等に関し、対応方針を確認・決定していくため、また、当省がその機能を維持し、必要な業務を継続するために、政府全体の対策本部の設置と軌を一にしつつ、外務大臣を本部長とする外務省緊急対策本部（以下「緊对本」という。）を設置する。構成員は以下のとおりとする。

○本部長	外務大臣
○副本部長	外務副大臣、外務大臣政務官（全副大臣・政務官）
○本部長代理	事務次官
○事務局長	官房長
○事務局次長	国際協力局長、領事局長
○事務局長代理	危機管理担当審議官
○本部員	外務報道官、総合外交政策局長、 地球規模課題審議官、官房総務課長 （その他必要に応じ関係地域局長）

なお、国内発生が世界ではじめてのケースとなる場合も上記に準ずる。

3. 業務継続の基本方針

(1) 基本方針

(イ) 国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

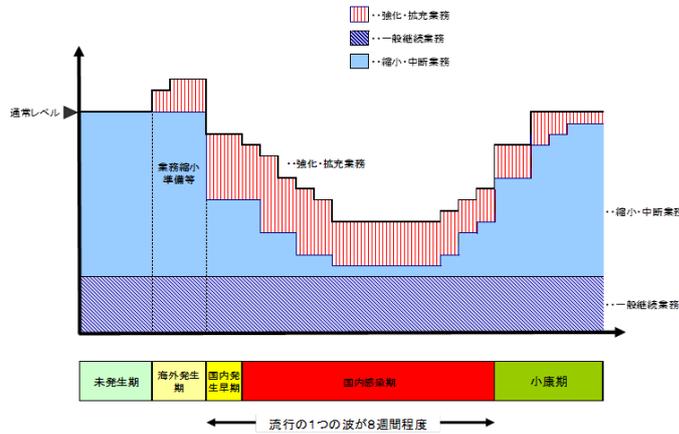
- (ロ) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務（以下、「縮小・中断業務」という。）を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する。
- (ハ) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- (ニ) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ様症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。
- (ホ) さらに、新型インフルエンザは、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても家族にり患者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。右のような場合には、濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

(2) 発生段階別業務量の推移

- (イ) 海外発生期、国内発生初期においては、新型インフルエンザ等対策業務の中でも、特に、人の往来に伴う水際関連措置や海外における感染状況等に係る情報収集等につき、関係局課室の業務量の急激な増大が生じる可能性が高い。また、在外公館における機能維持のため、医薬品や関連物資の緊急購送の必要性も高まることから、大臣官房の中では、福利厚生室及び在外公館課の業務が飛躍的に高まる可能性が高い。他方、この時点においては、省内における人員の減少はあまり認められないことから、段階的に中断・縮小業務から発生時継続業務に人員をシフトさせていく（ただし、要すれば、局課を超えた人員の配置転換の検討を開始する。）。
- (ロ) 国内拡大期及びまん延期においては、外務省としての業務は比較的軽減される可能性はあるものの、感染拡大に伴って稼働人員が劇的に縮小する可能性がある（平常時の人員の最大40%程度が欠勤となる可能性）。したがって、この時期においては、発生時継続業務に人員を集中することとし、要すれば、局課を超えた人員の配置転換を行う。

中央省庁業務継続ガイドラインにおける業務継続の基本方針

- 発生時継続業務 ⇒ 強化・拡充業務を優先的に実施するほか、一般継続業務を適切に継続。
職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫。
- 発生時継続業務以外の業務 ⇒ 大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入。



(内閣官房作成 中央省庁業務継続ガイドライン概要より)

(3) 人員体制計画の策定・更新

(イ) 課室単位の検討

各課室においては、上記(1)及び(2)の考え方を踏まえつつ、それぞれの課室の業務の特性に応じた人員体制計画を策定するとともに、随時更新を行う。なお、その際には、以下の点に留意する。

- (a) 各局課内において、強化・拡充業務、一般継続業務及び縮小中断業務に仕分けを行い、業務の優先順位を決定する。
- (b) 発生時継続業務のうち、業務の類似性の高さを踏まえ、他の局課に(一時的にせよ)移管できる業務を明らかにする。(注:右作業を行うことで、例えば、新型インフルエンザ等対策業務が予想以上に急激に増大した場合や、課室員の数が想定を超えて縮小した場合(40%以上の減少)に備えることができる。)

(ロ) 局・部単位の検討

各局・部においては、新型インフルエンザ等まん延の際、外務省における意思決定に滞りが生じることを避ける必要があることから、局・部幹部が罹患した場合の対応、職務遂行が困難になった場合の代行者、意思決定の代替ルート、幹部と代行者の交代勤務等についても不断に検討しておく。

(ハ) 全省単位の検討

大臣官房においては、各課室において想定以上の患者の増加により、事前に検

討済みの、上記の体制（課室内及び局内において、縮小中断業務から人員を削減して発生時継続業務の遂行に充てる。）でも対応できない場合には、全省的な人員の調整を行う。なお、そのような事態が生じた際には、原則としては、以下の分野のうち必要不可欠と考えられる業務を優先して、下記以外の省内の人員を引き離し人員体制を構築することとする。

（a）外務省の機能の維持

大臣官房（官房総務課、危機管理調整室、人事課、情報通信課、会計課、福利厚生室（含む診療所）、在外公館課、儀典官室他）

（b）海外における邦人の生命及び、身体の保護

領事局（政策課、海外邦人安全課、邦人テロ対策室、外国人課、旅券課他）

（c）日本国の危機管理・安全保障に係わる外交政策

総合外交政策局（総務課、安全保障政策課）、北米局（日米安全保障条約課、日米地位協定室）（その他外交上の必要に応じ、関係地域局・機能局を臨機応変に指定）

（d）上記以外の新型インフルエンザ等対策業務関係課室（海外で発生した場合の発生国を所管する地域課、国際保健政策室他）

（4）業務継続計画の維持・管理

（イ）業務継続計画の策定後、官房総務課（危機管理調整室）は、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育・訓練の状況等について、定期的に各部署の取組状況を確認し、必要に応じ、改善を求める。また、組織改編が行われた場合には、改編の対象となった課室等に対し、業務継続計画の改定を求める。

（ロ）新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の修正を行う。

Ⅱ. 各論

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき措置が異なる。政府行動計画においては、WHOが宣言するフェーズを参考としつつ、上記Ⅰ. 1. (5)に記したとおり、国内における感染状況を5段階に分類している。外務省業務継続計画各論においては上記新型インフルエンザ等対策本部が策定する基本的対処方針を踏まえつつ、それぞれの段階に応じて以下の対策を採ることとする。

1. 未発生期（前段階）

(1) 省内体制

- ・「発生期」以降設置する緊対本の体制について検討する。
- ・省内の診療所における業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ等感染者に対する診療方針、体制及び医薬品等の在庫積み上げ方針等を確認する。
- ・強化・拡充業務とは直接関係しない部局においても、実際に新型インフルエンザ等がまん延した場合を想定して人員体制につき検討を加えておく。

(2) 省内における感染防止の準備

- ・国内発生に備え、窓口業務従事者に対する感染防止に必要な物品（マスク、消毒液等）の確保に努め、また、診療所で使用する医薬品（タミフル、リレンザ等）の保管状況の確認を行う。
- ・普段の感染対策を徹底しておく。
- ・内閣官房、厚生労働省との連携による情報収集を行う。

2. 海外発生期（第一段階）

(1) 省内体制

- ・海外発生期、国内発生初期においては、新型インフルエンザ等対策業務の中でも、特に、人の往来に伴う水際関連措置や海外における感染状況等に係る情報収集等につき、関係局課室の業務量の急激な増大が生じる可能性が高い。また、在外公館における機能維持のため、医薬品や関連物資の緊急購送の必要性も高まることから、大臣官房の中では、福利厚生室及び在外公館課の業務が飛躍的に高まる可能性が高い。
- ・他方、この時点においては、省内における人員の減少はあまり認められないことから、段階的に発生時継続業務以外から発生時継続業務に人員をシフトさせていく。
- ・ただし、要すれば、領事局、発生地域課、及び官房（特に福利厚生室や在外公館課）への初期的な増員を開始するとともに、局課を超えた更なる人員の配置

転換についても迅速に実施検討を開始する。

- ・感染症の性質に応じ、食堂、コンビニ等外部業者の扱い及びまん延時のこれら業務の継続のあり方等につき、事前の検討・調整を行う。

(2) 職員等への対応

- ・感染症の性質に応じ、省内診療・相談体制を構築し、省内に周知する。
- ・感染症の性質に応じ、省内感染対策（うがい、手洗いの励行、発熱時の登庁自粛等）を周知する。
- ・感染地域への不急の出張の延期・取りやめを指示する。省員等の感染国への出入国（出張、赴任、転勤、帰国等）及び健康状態についての情報を収集する。
- ・プレパンデミック又はパンデミックワクチンの接種に関する政府方針に沿って、新型インフルエンザ等対策に従事する職員等に対し、その接種を積極的に奨励する。

3. 国内発生早期（第二段階）

(1) 省内体制

- ・国内において感染が発生した段階では、海外での感染拡大への対応も含め新型インフルエンザ等対策業務に携わる人員の範囲が広がり、初期段階よりも全体として業務量は増大する。そのために、縮小中断業務の縮小・中断を一部実施するとともに、発生時継続業務への課室単位での人員の配置転換を一部開始する。

(2) 職員等への対応

- ・内閣官房が示すガイドライン等を踏まえ、省員に対し、採るべき感染予防措置、感染した場合に採るべき対応策、休暇の取り扱い等につき周知する。
- ・必要に応じ、窓口業務従事者に対する感染対策（マスクの着用、アルコール消毒の設置、感染者の入構・入館自粛の立て看板等）について検討する。
- ・感染症の性質に応じ、新型インフルエンザ等感染により重症化、死亡のリスクが高まる特定の基礎疾患を持つ者等については休暇を奨励する。
- ・省内の消毒体制を構築する。

(3) その他の措置

- ・省内における新型インフルエンザ等対応策につき、霞クラブ等報道関係者にも周知し、協力を求める。
- ・国際会議や外国人の招聘事業の実施・継続の是非につき個別具体的に検討する。

4. 国内感染期（第三段階）

（1）省内体制

- ・ 感染拡大に伴って稼働人員が劇的に縮小する可能性がある（平常時の人員の最大40%程度が欠勤となる可能性。）。したがって、この時期においては、事前に策定した業務継続計画に基づき、発生時継続業務に人員を集中することとする。
- ・ 多数の課室員が感染し、課室の人員の減少が40%以上になる場合には、類似業務を持つ同じ局内の他の課室等と協力しつつ人員を割り振り、業務を継続する。
- ・ 更なる感染拡大により、各課の業務継続が困難となる場合には、官房が中心となり、全省単位での人員の振替（一般的な政務、経済、広報文化関連業務から官房、領事、安全保障業務等への人員の振替）の調整を行う。
- ・ 感染による人員の減少を最小限に止め、一定期間、業務の継続・維持を図るため、スプリット・チーム制や時差出勤（ただし、公共交通機関による運送能力が減少する可能性も考慮に入れる必要あり。）を実施する。

（2）職員等への対応

- ・ 出張案件への対応、職員のり患に関する対応ぶりについては、原則として第二段階に同じ。感染拡大期、まん延期、回復期及び新型インフルエンザの病原性等現状にあわせて対処する。
- ・ 本省における窓口業務従事者に対する感染対策を採る。
- ・ 特定疾患を持つ者等への休暇取得奨励。
- ・ 省内の消毒体制の強化、維持。
- ・ 対面会議の実施の制限。

（3）その他の措置

- ・ 国際会議や外国人の招聘事業については、原則、延期・中止する。

5. 小康期（第四段階）

- ・ 通常業務体制への復帰を検討する。
- ・ 次回のまん延に備え、対応ぶりを検討する。

（了）

I.総論 2. (4) 既存の外務省業務継続計画との関係

「中央省庁業務継続ガイドライン～首都直下地震～」との関係

表 1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン改定の概要 (平成26年 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)

● 中央省庁業務継続ガイドラインの目的

- 新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、発生時に想定される社会経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援すること。

● 従来の中央省庁業務継続ガイドライン(平成21年8月局長級会議決定)との変更点

- **新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の内容を新たに規定**
 - ・発生時の体制(政府対策本部、基本的対処方針の決定等)を新たに規定
 - ・新感染症を中央省庁業務継続ガイドラインの対象に追加
 - ・特定接種について、感染対策の一つとして新たに規定
- **政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定)、ガイドライン(平成25年6月26日局長級会議決定)、初動対処要領(平成25年6月26日局長級会議決定)等の内容を反映**
 - ・業務継続計画の発動のタイミング、人員体制の移行等について、各省庁が事態の状況に応じて柔軟に対応できるよう内容を変更
 - ・被害想定、感染対策等について、行動計画・ガイドラインの記述に統一(内容自体に大きな変更はない)

改定後の中央省庁業務継続ガイドラインにおける中央省庁に求められる役割と業務の仕分け

- 各府省には、新型インフルエンザ等発生時においても、強化・拡充業務のほか、国としての意思決定機能の維持、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが期待される。
また、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく行うことが求められる。
- 各府省において、職員の生命・健康を保護し、必要な業務を継続するためには以下の対応が必要。
 - ⇒ 職場における感染対策の徹底
 - ⇒ 必要に応じ不要不急の業務を縮小・中断することにより、重要な業務に資源を集中

		業務の性格
発生時継続業務	強化・拡充業務	●新型インフルエンザ等対策政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの
	一般継続業務	●最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することで、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの ●発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務
縮小・中断業務		●中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断することが可能な業務 ※施策の実施が遅れることにより国民生活等に一定の影響はあるが、業務資源配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの

注：今回の改定において、「新型インフルエンザ対策業務」を「強化・拡充業務」に変更。その他特段の変更点はない。

改定後の中央省庁業務継続ガイドラインにおける業務継続の基本方針

- 発生時継続業務 ⇒ 強化・拡充業務を優先的に実施するほか、一般継続業務を適切に継続。
職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫。
- 発生時継続業務以外の業務 ⇒ 大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入。

